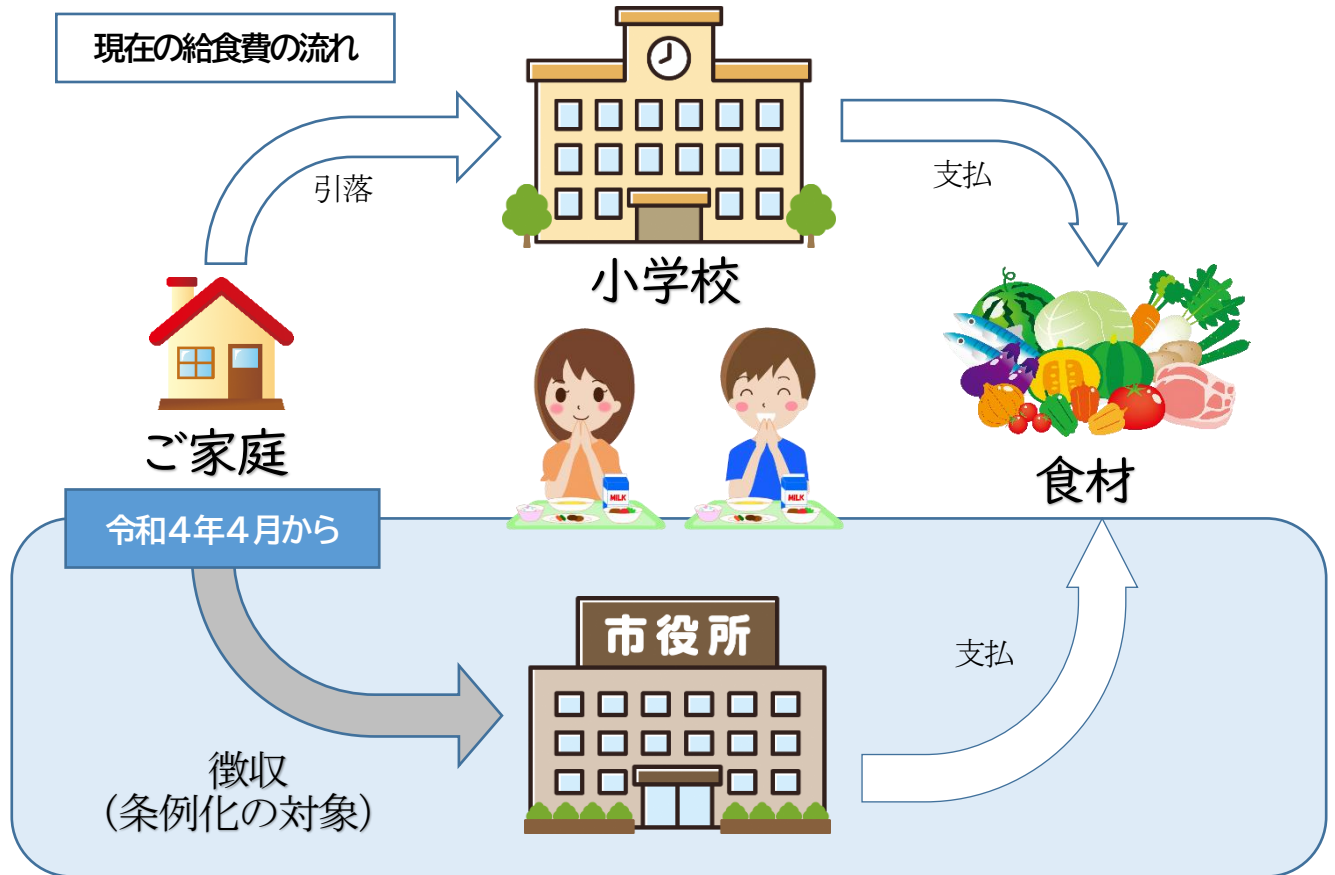


鎌倉市学校給食費の公会計化と条例制定について

令和4年4月から鎌倉市立小学校の給食費について、これまでの学校（口座引落）から市役所（教育委員会）が徴収する方法に変更します（このことを「公会計化」と言います。）。

市役所が徴収するためには、必要な内容を条例で定める必要がありますので、今回、この条例内容（骨子）について、市民の皆様にご意見を聴取を行うものです。

イメージ図及び条例の構成と概要（骨子）は、次のとおりです。



条例の構成と概要（骨子）

趣旨	本条例の趣旨として、市が実施する学校給食に係る学校給食費に関し必要な事項を定めることを規定します。
定義	本条例における用語について定義します。 ・学校給食とは ・学校給食費とは ・保護者等とは
書類の提出	学校給食の申込等について、保護者等が市長へ書類を提出することを規定します。
学校給食費の徴収	市長が学校給食を受ける児童の保護者等から学校給食費を徴収することを規定します。
学校給食費の額	学校給食費の額を実施する月ごとに定め、その金額を規定します。
学校給食費の減免	市長が特別の理由があると認めたとき、給食費を減額又は免除することができることを規定します。
学校給食費の納付	給食費を納期まで納付することについて規定します。
委任事項	必要な手続、転入転出者に関する給食費の額の特例、給食費を減免することができる理由及び納期限等、必要な事項については、別に定める規則に規定します。